

審判 p94～100

1 拒絶査定不服審判(121条) p96

時期：拒絶査定謄本送達から3月以内

主体：拒絶査定を受けた出願人，共有は共同で

客体：拒絶査定処分^の取消し，特許査定

手続：審判請求書の特許庁長官へ提出，原則書面審理

2 特許無効審判 p96

時期：設定登録から利益のある限り

主体：審判請求人は，利害関係人

客体：特許権の取消

手続：無効審判請求書の特許庁長官へ提出，原則口頭審理

3 訂正審判(126条) p97

特許権者が権利の争いを事前に防ぐため，又は無効審判の防御のため
無効審判又は異議申立ての場合は，確定までできない。

無効審判係属中は，訂正請求可

請求人：特許権者が全員

4 延長登録無効審判 (125条の2)p98

延長出願：医薬，農薬で権利が実施できなかつた期間として5年限度の延長制度

5 特許異議申立て (テキスト外)

公報発行から6月以内，書面審理，権利者は訂正可

何人も申立可能，決定の不服申し立ては不可

取消された特許権者は知財高裁へ取消訴え可

(拒絶査定不服審判)

第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は，その査定に不服があるときは，その査定^の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

(特許無効審判)

第二百三十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは，その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において，二以上の請求項に係るものについては，請求項ごとに請求することができる。

二 その特許が第二十五条，第二十九条，第二十九条の二，第三十二条，第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき

2 特許無効審判は，何人も請求することができる。ただし，特許が前項第二号に該当すること（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由とするものは，当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

3 特許無効審判は，特許権の消滅後においても，請求することができる。

(審決等に対する訴え)

第七十八条 審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第三百四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは，東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴えは，当事者，参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り，提起することができる。

3 第一項の訴えは，審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は，提起することができない。